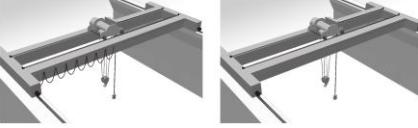
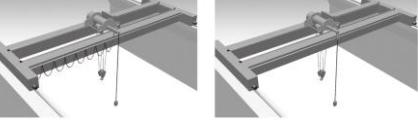
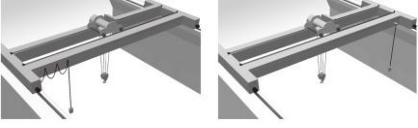
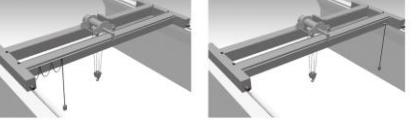
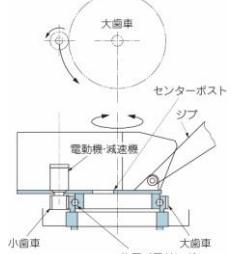
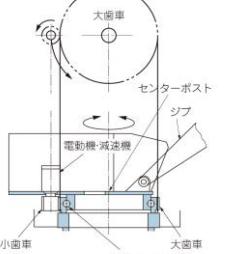
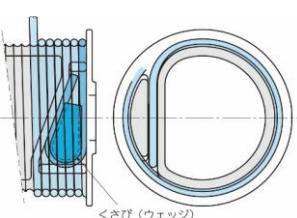
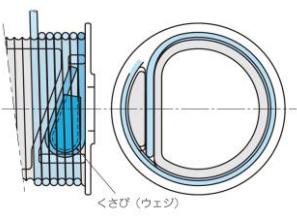


特別教育テキスト「クレーン運転の特別教育テキスト」新旧対照表 (第14版1刷⇒第15版1刷)

項目	テキスト ページ	項目番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 15H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 14H-1Z
奥付				2025年12月20日 第15版1刷発行	2025年2月5日 第14版1刷発行
第1章 クレーンに関する知識	5	1.1.4(12)		(12) 傾斜角 ジブクレーンは、ジブを起伏することによってつり荷の半径方向の距離を変化させます。このときのジブの水平面に対する角度をジブの傾斜角といいます。ジブの傾斜角が大きくなるとつり荷はジブフートに近づき（作業半径が小さくなり）、ジブの傾斜角が小さくなるとつり荷は遠くに移動します（作業半径が大きくなる）。	(12) 傾斜角 ジブクレーンは、ジブを起伏することによってつり荷の半径方向の距離を変化させます。このときのジブの水平面に対する角度をジブの傾斜角といいます。ジブの傾斜角が大きくなるとつり荷はジブフートに近づき（作業半径が小さくなり）、ジブの傾斜角が小さくなるとつり荷は遠くに移動します（作業半径が大きくなります。）。
	9	1.2.1	図1-7	巻上機を修正 	
	9	1.2.1	図1-8	巻上機を修正 	
	9	1.2.1		② 床上運転式クレーン 床上操作式クレーンと同じように床上で運転しますが、運転するときに走行方向にはクレーンについて移動しなければなりませんが、横行方向にはついて行かなくとも操作ができる方式のクレーンです。つり上げ荷重が5トン以上の場合は、床上操作式クレーン運転技能講習を修了しても運転することができません。クレーン・デリック運転士免許、または、クレーン・デリック運転士限定免許(クレーン)、クレーン・デリック運転士限定免許(床上運転式クレーン)が必要です。	② 床上運転式クレーン 床上操作式クレーンと同じように床上で運転しますが、運転するときに走行方向にはクレーンについて移動しなければなりませんが、横行方向にはついて行かなくとも操作ができる方式のクレーンです。つり上げ荷重が5トン以上の場合は、床上操作式クレーン運転技能講習を修了しても運転することができません。クレーン・デリック運転士免許、または、クレーン・デリック運転士限定免許(床上運転式クレーン)が必要です。
	18	1.3.2	図1-14	大歯車から、実線を削除 	
	20	1.3.3	図1-17	くさび(ウェッジ) 	
第3章 原動機および電気に関する知識	28	1.5.2		(1) ポストブレーキ ホイルブレーキ、ドラムブレーキとも呼ばれ、写真1-49、写真1-50、写真1-51のように電動機の前や後ろにドラムを取り付け、その両脇にブレーキシューを取り付けたポストを立て、このポストをばねの力で引き寄せてドラムをブレーキシューに張られたライニングとの摩擦で制動します。ばね力は電磁石や油圧の力で開放します。	(1) ポストブレーキ ホイルブレーキ、ドラムブレーキとも呼ばれ、写真1-49、写真1-50、写真1-51のように電動機の前や後ろにドラムを取り付け、その両脇にブレーキシューを取り付けたポストを立て、このポストをばねの力で引き寄せてドラムをブレーキシューに張られたライニングとの摩擦で制動します。ばね力は電磁石や油圧の力で開放します。
	59	3.4.2		間接制御方式の方が、制御器までの配線が細くてすむことや、感電事故の危険性が小さくなることなどから多くのクレーンが間接制御方式となっています。(P143参考資料に、床上操作式ホイスト形天井クレーンの電気回路図の例を示します。)	間接制御方式の方が、制御器までの配線が細くてすむことや、感電事故の危険性が小さくなることなどから多くのクレーンが間接制御方式となっています。(参考資料3に、床上操作式ホイスト形天井クレーンの電気回路図の例を示します。)

項目	テキスト ページ	項目番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)
	61	3. 4. 4		② すくい上げ式 すくい上げ式は、図3-13のように建物の壁などの側面に固定した 支持がいし 上に張られたトロリ線を、クレーン本体に付けられた集電子（ホイール）がすくい上げるようにしながら集電します。	② すくい上げ式 すくい上げ式は、図3-13のように建物の壁などの側面に固定した支えがいし上に張られたトロリ線を、クレーン本体に付けられた集電子（ホイール）がすくい上げるようにしながら集電します。
	61	3. 4. 4	図3-13 (a)	支持がいし	支えがいし
	62.	63 3. 4. 4		図3-14 トロリダクト方式給電 ④ 絶縁トロリ線方式 図3-15 絶縁トロリ線方式給電 ① カーテンケーブル方式 写真3-5 カーテンケーブル方式給電 ② ケーブル巻取り方式 写真3-6のように、キャブタイヤケーブルをリール（巻取りドラム）に自動的に巻き取ったり、巻き戻したりして給電を行います。 写真3-6 ケーブル巻取り方式給電	図3-14 トロリダクト式給電 ④絶縁トロリ方式 図3-15 絶縁トロリ線式給電 ① カーテンケーブル式 写真3-5 カーテンケーブル式給電 ② ケーブル巻取り式 写真3-6のように、キャブタイヤケーブルをリール（巻きドラム）に自動的に巻き取ったり、巻き戻したりして給電を行います。 写真3-6 ケーブル巻取り式給電
	65	3. 6. 1		固有抵抗が小さくて電気を通しやすいものを導体、非常に大きくて電気を通しにくいものを不導体といい、 その中間の性質を持つものを半導体といいます 。私たちの 周り によく見られるものでは次のようなものがあります。 「半導体」 ：シリコン、セレン、ゲルマニウム等	固有抵抗が小さくて電気を通しやすいものを導体、非常に大きくて電気を通しにくいものを不導体といい、私たちの回りによく見られるものでは次のようなものがあります。
	69	3. 7. 1		100V(ボルト) 4000Ω(オーム) 0.025A(アンペア) (25mA (ミリアンペア)) 100V(ボルト) 2000Ω(オーム) 0.05A(アンペア) (50mA (ミリアンペア))	100ボルト 4000オーム 0.025アンペア (25ミリアンペア) 100ボルト 2000オーム 0.05アンペア (50ミリアンペア)
	77	4. 2. 2		図4-12のように、物体の I点 を糸でつると、物体の重心はつり上げた点の真下にきます。物体を任意の2つの位置でつり、その作用線の交点を求めればその位置が重心になります。	図4-12のように、物体の一点を糸でつると、物体の重心はつり上げた点の真下にきます。物体を任意の2つの位置でつり、その作用線の交点を求めればその位置が重心になります。
第4章 運転のために必要な力学の知識	81.	82 4. 3. 5		v^2 遠心力は物体の速度を v 、質量を m 、円の半径を r とするとその大きさは 遠心力 = $\frac{mv^2}{r}$	V^2 遠心力は物体の速度を V 、質量を m 、円の半径を r とするとその大きさは 遠心力 = $\frac{mV^2}{r}$
	99			労働安全衛生法（抄）及び 改正 令和7年5月14日法律第33号	労働安全衛生法（抄）及び 改正 令和4年6月17日法律第68号
	99			労働安全衛生法施行令（抄） 改正 令和7年2月19日政令第35号	労働安全衛生法施行令（抄） 改正 令和6年11月18日政令第342号
	100			第3条 3 建設工事の 注文者 その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、 作業方法、工期、納期 等について、安全で衛生的な作業の遂行を 損なう おそれのある条件を 付さない よう配慮しなければならない。	第3条 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。
	100			第4条 労働者及び労働者以外の者で 労働者と同一の場所において 仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 ※令和8年4月1日から施行	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。
	101.	1		第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い 作業従事者 の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 作業従事者の 救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 作業従事者の 救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、 作業従事者の 救護に関し必要な事項を行うこと。 ※令和8年4月1日から施行	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
	102			第26条 労働者及び労働者と同一の場所において 仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者 は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 ※令和8年4月1日から施行	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
	102			第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講すべき措置及び前条の規定により労働者及び 労働者と同一の場所において 仕事の作業に従事する 労働者以外の作業従事者 が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 ※令和8年4月1日から施行	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講すべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

項目	テキスト ページ	項目番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)
	103			<p>第37条 3 第1項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第1に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録設計審査等機関」という。）が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。</p> <p>※令和8年4月1日から施行</p>	新設
	104			<p>第39条 登録設計審査等機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。</p> <p>※令和8年4月1日から施行</p>	第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。
	105			<p>第42条 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。</p> <p>※令和9年4月1日から施行</p>	新設
	105			<p>第42条 3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。</p> <p>※令和9年4月1日から施行</p>	新設
	106			<p>第59条 4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>※令和9年4月1日から施行</p>	新設
	109			<p>労働安全規則（抄） 改正 令和7年10月7日厚生労働省令第97号</p>	労働安全規則（抄） 改正 令和6年6月3日厚生労働省令第95号
	109			<p>第28条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検と整備を行わなければならない。</p>	第28条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検と整備を行わなければならない。
	112			<p>四 クレーン（クレーン等安全規則第2条第一号に掲げるクレーン（113頁）を除く。）の次の事故が発生したとき</p>	四 クレーン（クレーン等安全規則第2条第一号に掲げるクレーン（112頁）を除く。）の次の事故が発生したとき
	113			<p>クレーン等安全規則（抄） 改正 令和7年2月25日厚生労働省令第14号</p>	クレーン等安全規則（抄） 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号
	125			<p>第40条 クレーンに係る法第41条第2項（105頁）の性能検査は、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。</p>	第40条 クレーンに係る法第41条第2項（104頁）の性能検査は、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。